

4) 都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域

1) ~3) を重ね合わせ、都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域を抽出した。

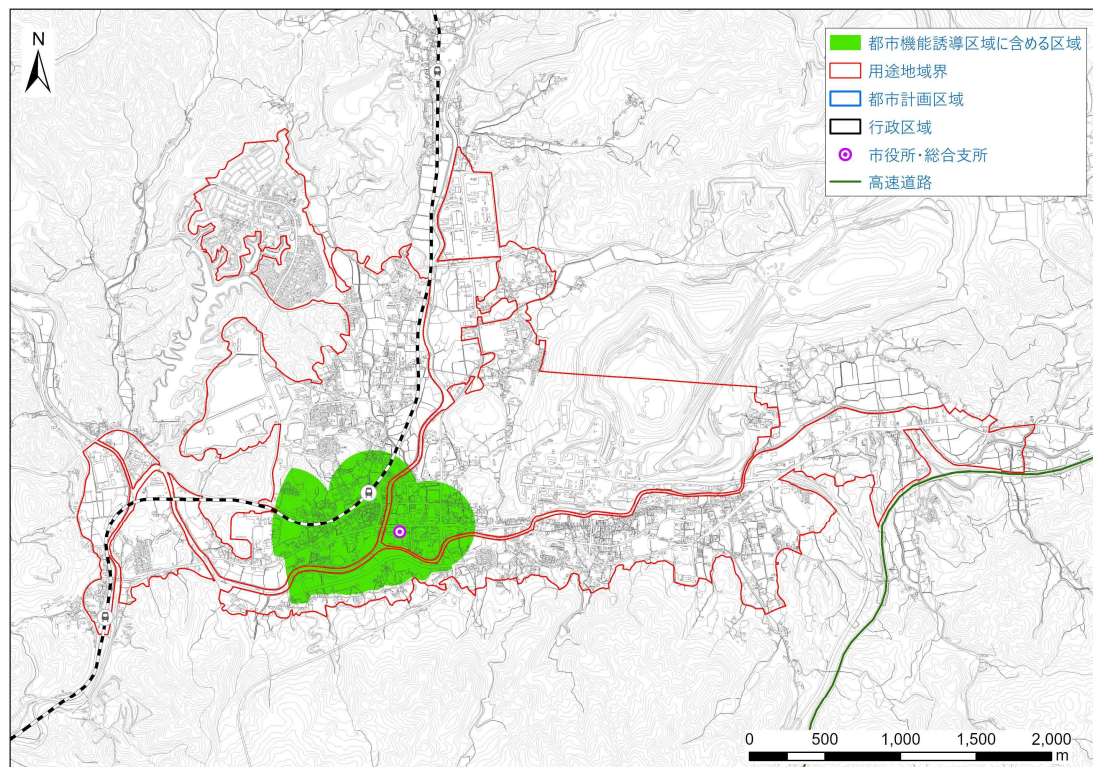


図 5-8 都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域

2.4 都市機能誘導区域の設定

2.1～2.3の結果から、本市における「都市機能誘導区域の概ねの範囲」を設定したうえで、市街地としての一体性等を考慮し、都市機能誘導区域を設定した。

都市機能誘導区域の面積は、51.2ha（用途地域の6.4%）である。

なお、居住誘導区域において除外した災害危険性の高い区域のうち、美祢駅から市役所周辺の家屋倒壊等氾濫想定区域については、河川空間も含めた一体的なまちづくりを推進していく観点から、都市機能誘導区域に含める。

なお、美祢青嶺高校（青破線）は平成30(2018)年以降、一部の路線バスが乗り入れており、今後、新路線として市内主要幹線の一部路線の乗り入れも検討していることから、将来的に公共交通の確保・維持が図られる場所である。そのため、当該区域は今後、立地適正化計画の見直しの際に都市機能誘導区域への編入を検討する。

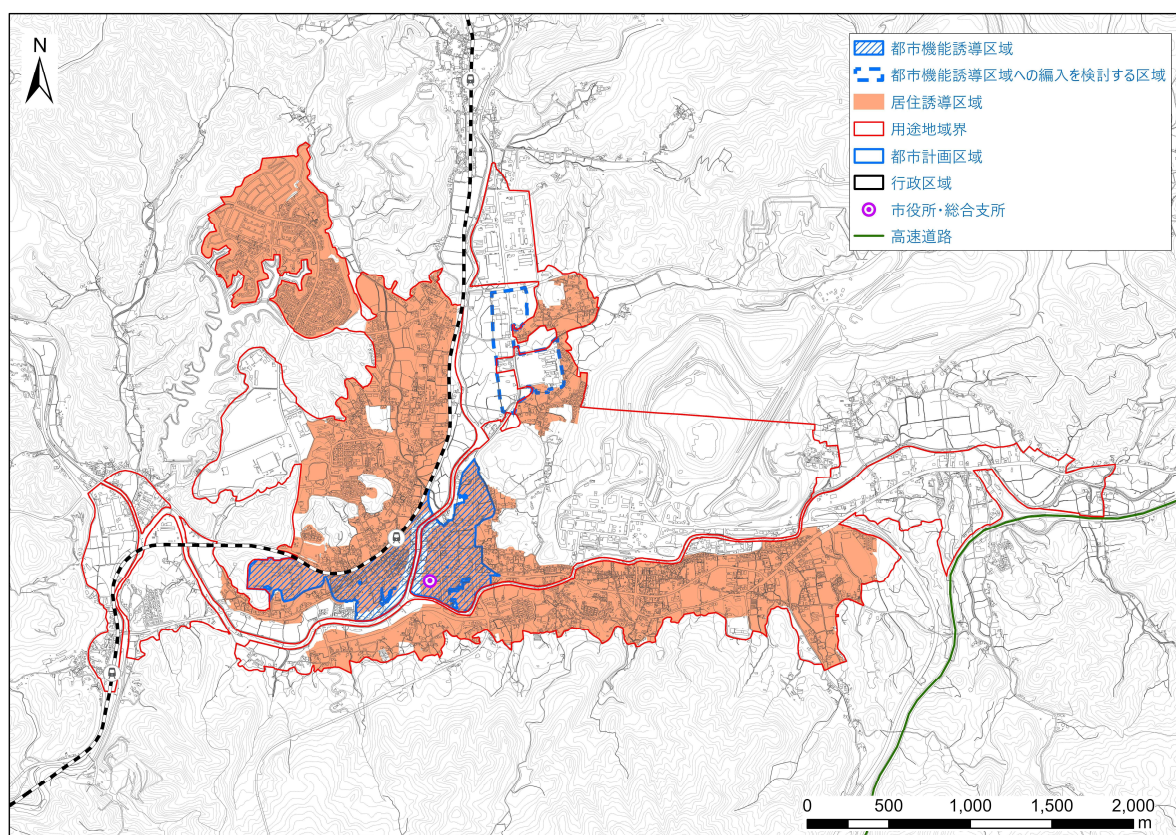


図 5-9 都市機能誘導区域

3 誘導施設の設定

3.1 誘導施設の考え方

本市が目指すまちづくりの方針、将来都市構造を実現するためには、都市拠点及び地域拠点に、商業、医療、文化、市役所等の生活サービス施設を集積させていくことが必要である。

そこで、美祢地域に設定した都市機能誘導区域と秋芳地域、美東地域に設定した地域拠点エリアへ維持・誘導を図っていく都市機能を有する施設、すなわち誘導施設を設定する。

このうち、都市機能誘導区域を設定する都市拠点（美祢地域）に誘導する施設が、法に基づく「誘導施設」に該当し、地域拠点エリアに維持・誘導する施設については、計画策定時点では法に基づく誘導施設には含まれない本市独自のものとなる。

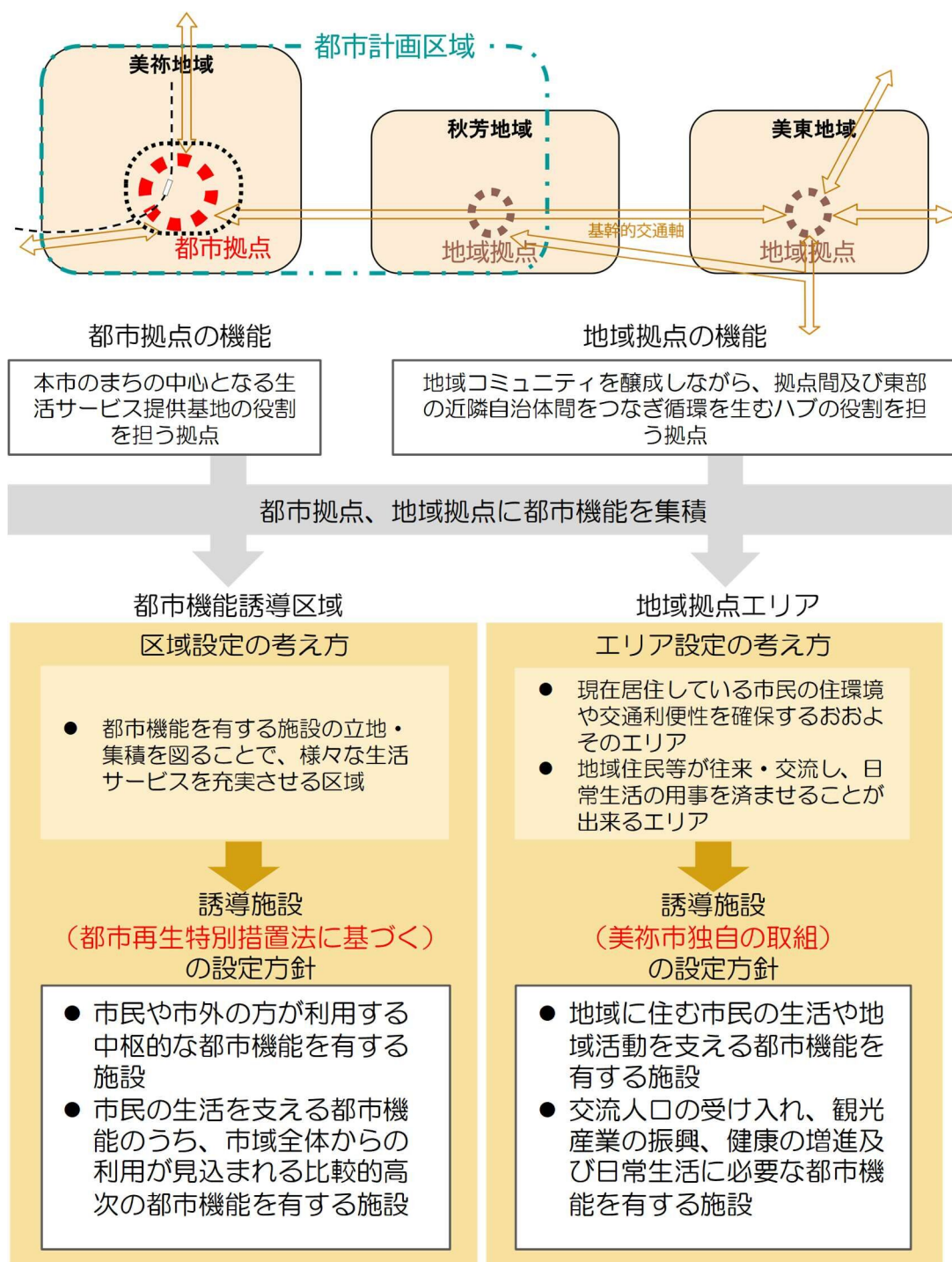


図 5-10 誘導施設の設定方針

3.2 誘導施設の設定

拠点の役割や誘導施設の設定方針を踏まえるとともに、「立地適正化計画作成の手引き」に例示されている「拠点類型ごとに想定される誘導施設の例」を参考に、拠点別の誘導施設を以下の通り設定した。

表 5-1 誘導施設

都市機能	誘導施設	都市拠点 【都市機能誘導区域】	地域拠点 【地域拠点エリア】
行政機能	市役所	○	—
	総合支所	—	○
	消防防災センター	○	—
	県の出先機関	○	○
介護福祉機能	地域包括支援センター	○	○ ※美祢東地域包括支援センター（秋芳）は美東も対象エリアに含む
	総合福祉施設	○	○
	保健センター	○	○
	子育て支援施設※ ¹	○	—
商業機能	大規模小売店舗	○	—
教育文化機能	図書館	○	○
	市民会館	○	—
	地域交流・生涯学習施設※ ²	○	—
公共交通結節機能	交通拠点施設	○	○

※¹：子育て世代の生活や文化・社会活動等を支援するための施設のうち、市全域からの利用を想定するものを指す。

※²：地域住民の相互の交流を促進するとともに、生涯にわたって社会教育、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動等を通じて学習を行うための施設のうち、市全域からの利用を想定するものを指す。

表 5-2 【参考】拠点類型ごとに想定される誘導施設の例

区分	都市拠点	地域／生活拠点
行政機能	<p>中枢的な行政機能</p> <p>例：本庁舎</p>	<p>日常生活を営むうえで必要となる行政窓口機能等</p> <p>例：支所、福祉事務所等、各地域事務所</p>
介護福祉機能	<p>市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</p> <p>例：総合福祉センター</p>	<p>高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能</p> <p>例：地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等</p>
子育て機能	<p>市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</p> <p>例：子育て総合支援センター</p>	<p>子どもを持つ世代が子育てに必要なサービスを受けることができる機能</p> <p>例：保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等</p>
商業機能	<p>時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能</p> <p>例：相当規模の商業集積</p>	<p>日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能</p> <p>例：延床面積〇㎡以上の食品スーパー</p>
医療機能	<p>総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能</p> <p>例：病院</p>	<p>日常的な診療を受けることができる機能</p> <p>例：延床面積〇㎡以上の診療所</p>
金融機能	<p>決済や融資等の金融機能を提供する機能</p> <p>例：銀行、信用金庫</p>	<p>日々の引き出し、預け入れ等ができる機能</p> <p>例：郵便局</p>
教育文化機能	<p>市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能</p> <p>例：文化ホール、中央図書館</p>	<p>地域における教育文化活動を支える拠点となる機能</p> <p>例：図書館支所、社会教育センター</p>

出典：立地適正化計画作成の手引き（2023年11月）

都市拠点（都市機能誘導区域）における誘導施設の定義を以下に示す。

表 5-3 都市機能誘導区域における誘導施設の定義

都市機能	誘導施設	定義
行政機能	市役所	・ 地方自治法第 4 条に定める施設
	総合支所	・ 地方自治法第 155 条に定める施設
	消防防災センター	—
	県の出先機関	・ 地方自治法第 156 条第 5 項に定める施設（警察署、土木建築事務所等）
介護福祉機能	地域包括支援センター	・ 介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に定める施設
	総合福祉施設	・ 社会福祉法第 7 条に定める社会福祉協議会 ・ 社会福祉法第 14 条第 1 項に定める福祉事務所
	保健センター	・ 地域保健法第 18 条第 2 項に定める施設
	子育て支援施設	・ 子育て世代の生活や文化・社会活動等を支援するための施設のうち、市全域からの利用を想定するもの
商業機能	大規模小売店舗	・ 大規模小売店舗立地法第 2 条第 1 項に定める店舗面積 1,000 m ² 以上の施設のうち、日本標準産業分類で「5621 総合スーパーマーケット」又は「5811 食料品スーパーマーケット」に該当する施設
教育文化機能	図書館	・ 図書館法第 2 条に定める図書館
	市民会館	・ 地方自治法第 156 条第 5 項に定める施設
	地域交流・生涯学習施設	・ 地域住民の相互の交流を促進するとともに、生涯にわたって社会教育、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動等を通じて学習を行うための施設のうち、市全域からの利用を想定するもの
公共交通結節機能	交通拠点施設	・ 市内主要幹線から民間路線バス等のその他の複数の交通モードへの接続・乗り換えの主要結節点となる施設